

床頭台等設置運営事業者募集仕様書

この仕様書は、川口市立医療センターの床頭台等の設置運営の概略を示すものであり、この仕様書に記載の無い事項については入院患者等が快適な入院生活を送るための一助として、信義誠実の原則に従い事業を実施するものとする。

1 件 名 行政財産目的外使用許可
許可対象：床頭台等の設置許可

2 許可場所 川口市立医療センター

3 許可期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日
ただし、許可期間内の運営成績が良好な場合は、別途契約する設置・運営契約に基づき、令和13年3月31日まで、単年度毎に許可の更新を可能なものとする。(7回更新可)

4 病院概要

施設名 川口市立医療センター

延床面積 36983.7 m² 9階建て（地下1階～8階）

患者規模

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
延入院患者数	141,612人	144,461人	171,322人
1日平均入院患者数	388.0人	395.8人	468.1人
病床稼働率	72.0%	73.4%	86.8%

5 設置許可機器等に関する仕様

(1) 設置機器の種類及び設置場所等について

別表「設置許可機器等一覧」を参照。

(2) 各機器の詳細仕様

次の全ての仕様を満たすものとする。また、設置する製品はすべて新品（未使用品可）であること。

① 床頭台について

ア 本体について

(ア) 木製品とし、寸法は幅最大500mm、高さ1800mm、奥行500mm以下とする。

(イ) 上部収納棚付属とし、開閉時の消音機能に配慮されていること。

(ウ) ベッド周辺で医療行為を行う場合に支障にならないものとする。

- (エ)角に丸みを持たせる等、安全面に配慮されていること。
- (オ)耐久性に優れていること
- (カ)施錠可能な引き出しを一つ以上設けること。もしくは引き出し内にセーフティーボックスを設置すること。鍵の紛失時には速やかに他の鍵と交換が可能であること。また、鍵は携帯できるように伸縮性（カール状）のあるリストバンドをつけること。
- (キ)スチール製折りたたみ式タオル掛けを床頭台左右両側に設置すること。
- (ク)移動用キャスター及びストッパーが付いており、ストッパーは簡易な操作でロックができること。また、走行性に優れたものを使用すること。
- (ケ)衛生面に配慮した設計かつ抗菌仕様で、清掃が容易であること。
- (コ)床頭台に引き出し式天板を設置すること。
- (サ)サービスコンセントを1口以上設置すること。
- (シ)本体にワードローブ(背面ロッカー)を設置し、両側に扉を設置すること。
- (ス)揮発性有機化合物（VOC）対策がとられていること。
- (セ)設置場所により柔軟に形式が用意でき、使用環境にあったものが選択できること。

イ テレビ等

- (ア)液晶ワイド画面（16：9）のものとする。画面のサイズについて、多床室にあっては16型以上とし、床頭台に収まる大きさであること。また、個室及び特別室にあっては23型以上、透析室及び化学療法室は13型程度の大きさとする。なお、透析室及び化学療法室は、原則アーム型とする。
- (イ)ワイヤレスリモコン付きであり、リモコンは紛失防止対策がとられていること。
また、操作性に配慮されていること。なお、リモコンを紛失した場合は、利用者の故意による場合を除き、設置事業者の負担で補修及び補充、電池交換を行うこと。
- (ロ)テレビを視聴していない時は、スペースを有効活用できるような取り付けをすること。
- (エ)リモコンは同室のテレビに干渉しないよう調整すること。
- (オ)向き及び上下の角度調整が容易に可能であること。また、床頭台からテレビがはみ出ないこと。
- (カ)テレビと床頭台等の取り付けについては安全面を十分に配慮し、転倒がないよう配慮されていること。
- (キ)地上デジタル放送及びBS放送に対応していること。
- (ク)NHK等の放送受信料及び視聴料は設置事業者が負担すること。それらに伴う必要な契約は設置事業者が行うこと。
- (ケ)入院案内等はテレビカード等を使用せず、1波無料で視聴できること。
- (コ)専用のイヤホンを用いることなく、利用者が持ち込んだイヤホンで利用可能であること。また、前面にイヤホン端子がついたもので、挿入口はわかりやすいものであること。
- (サ)小児病棟に設置するBDプレーヤー（DVDも視聴可能なもの）は、一般流通している規

格に対応すること。また、床頭台に収納できるものであること。

ウ 冷蔵庫について

- (ア) 容量について、多床室の床頭台の下部に 24 リットル以上の冷蔵庫とすることとし、2 リットルのペットボトルの収納が可能なこと。また、個室及び特別室にあつては 45 リットル以上の冷蔵庫とし、備え付けの備品に収納できるものとする。
- (イ) 静音、低振動設計のペルチェ方式で冷却温度の調整ができるものが望ましい。
- (ウ) 内外装は抗菌仕様で清掃がしやすいものであること。第三者機関の抗菌認定を受けていること。
- (エ) ユニバーサルデザインで扉の開閉が容易にできること。(扉は引き出し式が望ましい)
- (オ) ノンフロン製品等環境に配慮した製品であること。
- (カ) 閉め忘れ防止に配慮されていること。
- (キ) 料金の支払いについて、テレビカードを使用するものとし、料金設定は 24 時間/200 円以下とすること。

エ 収納椅子について

- (ア) 寸法は幅最大 500 mm、高さ 530 mm、奥行 420 mm 以下とする。
- (イ) 移動用キャスター及びストッパーが付いており、走行性に優れ、転倒防止等の安全性を考慮した作りになっていること。

② テレビカード販売機・精算機について

- (ア) テレビカード方式を原則とする。ただし、別案がある場合、併せて提案してもよいこととする。2 案以上提案した場合は、業者決定後に当センターと受注者で協議し導入方式を決定する。
ただし、電子カルテシステム、医事会計システムとの連携は不可とする。
- (イ) テレビカードは 1 枚 1,000 円で販売すること。また、設定時間は 1,000 分以上とすること。また、テレビカードの精算は 10 円単位で行うこと。なお、精算時の手数料は徴収しないものとする。
- (ウ) ユニバーサルデザインとし、転倒防止等の策を講じること。
- (エ) 防犯上必要な措置を講じること。
- (オ) テレビカードは他のカードと区別が容易にできるものとする。
- (カ) テレビ、冷蔵庫等の利用料金の徴収方法については、設置業者、患者もしくはその家族間で行うものとする。

③ 洗濯機・乾燥機について

- (ア) 全自動式として、容量は 4.5 kg 以上とする。

- (イ)洗濯と乾燥の機能を有するものを設置すること。なお、うずまき式で洗濯機・乾燥機が付属機を用い一体で設置できるものとするが、その形態は提案すること。
- (ウ)料金の支払いについて、コイン及びテレビカードを使用できるものとする。
- (エ)料金設定について、一工程/100 円以下とすること。

④ 入院案内放送について

- (ア)テレビカードを使用しなくても無料で視聴できる病院案内等のシステムを設置事業者の負担により設置すること。
- (イ)入院案内の記憶媒体物（DVD 等）は設置事業者の費用負担において製作し、当センターと十分な打ち合わせを行い対応すること。また、既成の記憶媒体物の放送も可能であること。

オ 特別室及び個室備え付け物品について

特別室及び個室には床頭台のほか、以下の物品を設置すること。

- (ア)特別室：ワードローブ、物入れ、テーブル、ソファ、サイドテーブルを基準とするが、詳細については、選考終了後に協議するものとする。
- (イ)個 室：肘掛いす、サイドテーブル

3 管理運営体制

(1) 管理及び運営について

次の全ての仕様を満たすものとする。

- (ア) 冷蔵庫の清掃及び消毒を定期的実施すること。
- (イ) 洗濯機、乾燥機の清掃及び消毒を定期的実施することとする。
- (ウ) 機器の故障対応を原則、週 3 回以上巡回して行うこと。また、土日祝日、緊急時の修理対応ができる体制をとることとし、緊急連絡先を明示すること。
- (エ) 売上金の管理及び回収、精算金の補充、カードの補充、故障対応等、フルメンテナンス方式の対応であること。
- (オ) 当センターの職員、利用者等からメンテナンスの要望があった場合は速やかに対応すること。メンテナンスの対応は、原則として、要望のあった日に対応できるものとする。なお、メンテナンスのうち、簡便な物は当センター職員、利用者等で対応できるよう対応マニュアルを作成すること。
- (カ) 全ての物品について予備機を準備し、床頭台等が故障した場合は速やかに対応するなど、苦情や故障に迅速に対応できる保守管理体制が整備されていること。
- (キ) メンテナンス員は 1 日 1 名以上とし、当センター開院日の午後に各病棟を巡回する体制とすること。
- (ク) 履行期間の満了若しくは契約の解除等により物品及び周辺機器を撤去する際には、履行

終了後にあってもカード精算機を暫時設置する必要があるため、当センターと協議のうえ期間を定めて精算機を設置すること。

- (ケ) 履行期間中において、病院運営の都合上、物品配置数・場所等を一部変更する可能性があるが、その都度当センターと協議の上、詳細を決定し対応すること。
- (コ) 利用者及び当センター職員向けに設置物品の使用方法が簡便にわかる利用案内（取扱説明書）床頭台及び各病棟等に設置すること。
- (サ) 月 2 回以上集金をし、販売実績を速やかに報告、提出すること。
- (シ) 当センターから経営及び運営に関する資料等の提出の要求があった場合は速やかに提出すること。
- (ス) 物品等の設置後は、直ちに動作確認を行うこと。
- (セ) 任意団体「テレビシステム運営協会」に加盟し、NHK 受信料に関する協定を結んでいるか、または NHK 受信料に関しての社内取り決め等があり、受信料の支払いについて疑義が生じないこと。
- (ソ) プライバシーマークを取得していること。
- (タ) 資金決済法及びその関連法令等を、資金決済法上の登録をしているか、または今後登録する見込みであること。

4 行政財産使用許可及び経費負担等について

次の（１）から（３）のとおりとする。

- （１）使用料は、業者選考で提示した額とする。ただし、条件等が変更された場合、提示した額を基準とし、当センターと協議したうえで決定した額とする。なお、使用料は毎月 20 日までに、先月分を納入すること。
なお、ICU、CCU、ECCM、特別室、個室（緩和ケア病棟個室 10 室は除く）、透析室及び化学療養室の使用料は無料とすること。
- （２）以下の費用は設置者が負担するものとする。
 - （ア）物品の清掃及び保守に要する費用並びに廃棄物等の処理費用。
 - （イ）通信運搬費、消耗品費、その他事業の実施に関する経費。
 - （ウ）入院案内放送の作成に要する一切の費用。
 - （エ）テレビカード等の運営にあたり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費。
 - ・ NHK、BS 受信料（NHK、BS との受信契約等は設置事業者が行うこと。）
 - ・ 故意又は重大な過失なく発生した利用者及び当センター職員による床頭台等の物品の破損に対する修繕費及び復旧に関わる経費。
 - ・ 落雷等自然災害若しくはそれに起因した停電による床頭台等の物品の破損に対する修繕費及び復旧に関わる経費。
 - ・ 履行期間の満了若しくは履行の解除等により物品及び周辺設備を撤去する場合、撤去に係る費用。

- ・ 設置者が退去する際の原状回復に要する費用。
 - ・ 設置に係る工事費、諸経費等
- (3) 設置物件の電気料金等については、使用料に含まれるものとする。ただし、設置期間中に電気料金が大幅に変更された場合は、当センターと設置者が協議するものとする。

5 その他

- (1) 本仕様書に定めがない事項、または協議が必要になった場合は、当センターと設置者が誠意をもって協議するものとする。
- (2) ただし、自然災害や感染症の流行等予期することのできない事象に発生により、仕様を満たすことが困難であるとした場合は、発注者と受注者が協議し、臨時的な仕様の変更について決めるものとする。

別表 床頭台等設置台数

名称	一般病棟			小児病棟			緩和ケア病棟	ICU	CCU	救命救急	化学療法室
	多床室	個室	特別室	多床室	個室	特別室	個室				
床頭台	372台	38台	8台	20台	6台	1台	10台	4台	4台	8台	×
テレビ	16型以上 372台	19型 38台	24型 8台	16型以上 20台	19型 2台	24型 1台	16型以上 10台	16型以上 4台	16型以上 4台	×	アーム型 13インチ 21台
冷蔵庫	372台	38台	8台	20台	2台	1台	10台	4台	4台	×	×
収納椅子	372台	×	×	20台	×	×	×	×	×	×	×
サイドテーブル	×	37台	8台	×	×	1台	×	×	×	×	×
BDプレーヤー	×	×	×	20台	2台	1台	×	×	×	×	×
ワードローブ	×	×	8台	×	×	1台	×	×	×	×	×
タンス、応接セット等 ※提案による	×	×	8セット	×	×	1セット	×	×	×	×	×

※表の台数を基準とし、双方協議のうえ決定する。

名称	洗濯機	乾燥機	入院案内放送設備	プリペイド カード 販売機	プリペイド カード 精算機
設置場所	各病棟	各病棟	7B EPS内	各階ディルーム	1階 患者支援C
台数	10台	10台	1台	6台	2台